

(証券コード：7545)

平成29年4月24日

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

株式会社 西松屋チェーン

取締役社長 大 村 禎 史

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月15日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月16日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 本館2階大ホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第61期（平成28年2月21日から平成29年2月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件 |
| 第6号議案 | 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.24028.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成28年2月21日から
平成29年2月20日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業収益に底堅さがみられる一方、個人消費で足踏み状態が持続しているなか、新興国の景気減速、英国のEU離脱問題および米国の政策方針による影響が懸念され、景気の先行きに不透明感が増しております。当流通業界におきましては、業態間の競争が激しさを増し、大型店の閉鎖や再編が進むなど、大きな転換期を迎えております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は30店舗となりました。また、一方で不採算店舗の閉店やリプレイスも行い、9店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は908店舗となっております。

インターネット販売におきましては、利便性を更に向上させ新たな顧客層の獲得に繋げるため、茨城県常総市にインターネット販売専用の配送センター「ネット東日本センター」を開設いたしました。また、贈答用としてご利用いただきやすい、「西松屋チェーンギフトカード」の販売を開始しました。

商品面では、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、他業種出身者のスカウトを継続し、お客様の立場に立った品質を備えたプライベートブランド商品の開発を推し進めてまいりました。あわせて、数量管理、納期管理の徹底による在庫コントロールや品質管理の向上に努めてまいりました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテンデント（複数店管理店長）制度の拡大を進めてまいりました。また、業務システムの見直しを行い、ITの利用により店舗での作業手順の改善・単純化に繋げ、コスト削減に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は1,362億7千3百万円で前期比102.6%となりました。利益面では、売上総利益が増加したことや販売費及び一般管理費の伸び率を抑制したことにより、営業利益は78億7千1百万円で前期比133.2%、経常利益は80億4千8百万円で前期比131.8%となりました。当期純利益につきましても、51億1千8百万円で前期比134.8%となり、増収増益を確保いたしました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

衣料部門

アウトウェアにおきましては、売上面では気温の低下が遅れた影響で秋冬物衣料が伸び悩みましたが、プライベートブランド「エルフィンドール」の「ストレッチパンツ」「ストレッチーノ」の販売が好調に推移するなど、開発の成果が順調にあがっております。

実用衣料におきましては、在庫コントロールの精度向上とともに、売れ筋商品の安定供給と継続販売により収益性向上に努めてまいりました。

この結果、当部門の売上高は713億8千2百万円(前期比103.2%)となりました。

雑貨部門

育児用品・生活雑貨におきましては、プライベートブランド「スマートエンジェル」の組み合わせマットやおしりふき、ベビーフェンス、ベビーカーを中心に良好な売れ行きを見せております。加えて、安全性を追求した抱っこひもや軽量のグラスファイバー製の子供傘など、他社との差別化ができる商品の開発が着実に進んでおります。

この結果、当部門の売上高は648億9千万円(前期比101.9%)となりました。

部門別売上高の概況

部 門 区 分	売 上 高	前 期 比	構 成 比
衣 料 部 門	71,382百万円	103.2%	52.4%
雑 貨 部 門	64,890百万円	101.9%	47.6%
合 計	136,273百万円	102.6%	100.0%

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額（出店保証金を含む）は、21億3千3百万円であり、その内容は主として次のとおりであります。

- ・新店舗（当期出店の30店舗および来期以降出店予定店舗）に係るもの

8億8千2百万円

(3) 資金調達の状況

当期において増資、社債発行および長期借入金等による重要な資金調達は行っておりません。

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末におきましては、当該契約に基づく借入実行残高はございません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第58期	第59期	第60期	第61期
	平成25年2月21日から 平成26年2月20日まで	平成26年2月21日から 平成27年2月20日まで	平成27年2月21日から 平成28年2月20日まで	平成28年2月21日から 平成29年2月20日まで
売 上 高(百万円)	127,676	128,526	132,810	136,273
経 常 利 益(百万円)	5,581	5,512	6,106	8,048
当 期 純 利 益(百万円)	2,991	3,255	3,797	5,118
1株当たり当期純利益(円)	45.00	49.34	58.25	79.04
総 資 産(百万円)	70,737	89,499	92,422	97,542
純 資 産(百万円)	52,437	53,547	55,371	59,072
1株当たり純資産(円)	785.34	815.48	849.93	910.76

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。また、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきましては後記の「2. 株式に関する事項」の注記をご参照ください。

2. 第59期における総資産の大幅な増加は、仕入債務等の決済手段をファクタリング方式から電子記録債権に切り替えたことに伴いまして、期日前決済実施額が大きく減少したことにより、現金及び預金や仕入債務等が増加したことによるものであります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の政策方針や欧州経済の不確実性の高まりによる影響が懸念されるなど、先行き不透明感が払拭しきれない状況が続くものと認識しております。当業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、業態を超えたシェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われま

す。このような状況の中で当社は、商圈環境の変化に柔軟に対応するため、積極的な出店と合わせて、採算の悪化した店舗についてはスクラップを進め収益性の改善に努めてまいります。これら実店舗の他、今後のネット消費の伸張を見据え、インターネット販売の事業基盤の強化を進め、さらなる拡大に向けた取り組みを推進してまいります。商品政策につきましては、商品計画・品質管理・納期管理の精度向上を通じて、製造小売業としての社内体制の確立を進めるとともに、中国以外の国への調達範囲拡大を継続してまいります。また、お客様の立場に立った品質を備えた魅力ある商品の開発を推し進めるとともに、手ごろな価格と品揃えて他社との差別化、競争力の向上を図ってまいります。店舗運営の効率化に関しては、業務システムの見直しを行い、ITの利用により店舗での作業手順の改善・単純化に繋げ、ローコストオペレーションを推進してまいります。以上の課題を達成することで、業績の向上に努める所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っております。

(7) 主要な事業所および使用人の状況

① 主要な営業所

当社は全国47都道府県で営業活動を行っており、分布状況は次のとおりであります。

・店 舗 (合計908店舗)

	都 道 府 県	店 舗 数		都 道 府 県	店 舗 数
北海道・東北	北 海 道	40店	近畿	滋 賀 県	14店
	青 森 県	12店		京 都 府	15店
	岩 手 県	12店		大 阪 府	55店
	宮 城 県	20店		兵 庫 県	45店
	秋 田 県	11店		奈 良 県	10店
	山 形 県	11店		和 歌 山 県	9店
	福 島 県	16店		計	161店
	計	122店	中国	鳥 取 県	5店
関東	茨 城 県	26店		島 根 県	6店
	栃 木 県	16店		岡 山 県	16店
	群 馬 県	18店		広 島 県	21店
	埼 玉 県	50店		山 口 県	15店
	千 葉 県	41店		計	63店
	東 京 都	52店	四国	徳 島 県	8店
	神 奈 川 県	45店		香 川 県	8店
	計	248店		愛 媛 県	11店
中部	新 潟 県	20店		高 知 県	5店
	富 山 県	9店	九州・沖縄	計	32店
	石 川 県	7店		福 岡 県	42店
	福 井 県	8店		佐 賀 県	7店
	山 梨 県	7店		長 崎 県	10店
	長 野 県	16店		熊 本 県	16店
	岐 阜 県	15店		大 分 県	13店
	静 岡 県	31店		宮 崎 県	11店
	愛 知 県	43店		鹿 児 島 県	15店
	計	156店		沖 縄 県	12店
近畿	三 重 県	13店		計	126店

- ・本 社
- ・新大阪本部
- ・東日本事務所

兵庫県姫路市
 大阪市淀川区
 さいたま市大宮区

- (注) 1. 新大阪事務所は本社機能の一部移転により新大阪本部と名称変更しております。
2. 三宮事務所は商品本部の新大阪本部への統合により平成28年7月に閉鎖しております。
3. 東日本エリアの活動拠点として平成28年3月に東日本事務所を開設しました。

② 使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
669名	25名増	38歳11ヶ月	10年6ヶ月

(注) 従業員数には、派遣社員およびパートタイマー、アルバイトの期中平均人員4,009名（1日勤務時間8時間換算による）は、含んでおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先および借入額
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 191, 220, 000株
 (2) 発行済株式の総数 69, 588, 856株（自己株式4, 880, 539株を含む）
 (3) 当事業年度末の株主数 27, 039名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
友 好 エ ス テ ー ト 株 式 会 社	9, 628千株	14. 88%
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	5, 429千株	8. 39%
大 村 禎 史	4, 836千株	7. 48%
大 村 浩 一	3, 750千株	5. 80%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理 サービス信託銀行株式会社	1, 865千株	2. 88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1, 351千株	2. 09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1, 293千株	2. 00%
ハ リ マ 共 和 物 産 株 式 会 社	1, 200千株	1. 85%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 4	1, 193千株	1. 84%
大 村 泰 子	1, 074千株	1. 66%

- (注) 1. 持株比率は自己株式4, 880, 539株を控除して計算しております。
 2. 自己株式数には、平成22年9月27日開催の取締役会にて導入を決議した「株式給付信託（J-ESOP）」に係る資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式229, 800株を含めて記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

- ① 第14回新株予約権（平成25年5月14日決議分）
 - ・新株予約権の数 1,000個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 100,000株
 - ・新株予約権の行使価額 1,098円
 - ・新株予約権の行使期間 平成27年6月1日～平成32年5月31日
- ② 第15回新株予約権（平成25年5月14日決議分）
 - ・新株予約権の数 4,315個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 431,500株
 - ・新株予約権の行使価額 1,098円
 - ・新株予約権の行使期間 平成27年6月1日～平成32年5月31日
- ③ 第16回新株予約権（平成26年5月13日決議分）
 - ・新株予約権の数 145個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 14,500株
 - ・新株予約権の行使価額 1,098円
 - ・新株予約権の行使期間 平成28年6月1日～平成32年5月31日
- ④ 第17回新株予約権（平成27年5月12日決議分）
 - ・新株予約権の数 1,326個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 132,600株
 - ・新株予約権の行使価額 1,165円
 - ・新株予約権の行使期間 平成29年6月1日～平成32年5月31日
- ⑤ 第18回新株予約権（平成28年5月17日決議分）
 - ・新株予約権の数 30個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 3,000株
 - ・新株予約権の行使価額 1,286円
 - ・新株予約権の行使期間 平成30年6月1日～平成32年5月31日
- ⑥ 第19回新株予約権（平成28年5月17日決議分）
 - ・新株予約権の数 2,350個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 235,000株
 - ・新株予約権の行使価額 1,286円
 - ・新株予約権の行使期間 平成30年6月1日～平成32年5月31日

・上記のうち、当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回 次	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第14回	800個	5 名
	第15回	—	—
	第16回	—	—
	第17回	—	—
	第18回	—	—
	第19回	—	—
社外取締役	第14回	—	—
	第15回	—	—
	第16回	—	—
	第17回	—	—
	第18回	30個	1 名
	第19回	—	—

(2) 当事業年度中に使用人に交付した新株予約権等の状況

第19回新株予約権（平成28年5月17日決議分）

- ・新株予約権の数 2,356個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 235,600株
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1,286円
- ・新株予約権の行使期間 平成30年6月1日～平成32年5月31日
- ・新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。

②前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。

ア.当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。

イ.定年退職その他正当な理由のある場合。

ウ.契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。

③新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員	2,356個	155名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成29年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	大 村 禎 史	友好エステート株式会社代表取締役社長
取 締 役	長谷川 壽 人	専務執行役員人財スカウト室長
取 締 役	北 中 秀 穂	執行役員商品本部長
取 締 役	藤 田 正 義	執行役員 東日本店舗開発事業部長兼東日本事務所長
取 締 役	松 尾 光 晃	執行役員店舗運営本部長
取 締 役	菅 尾 英 文	菅尾法律事務所所長（弁護士） 沢井製薬株式会社社外取締役
取 締 役	濱 田 聡	濱田聡経営会計事務所所長（公認会計士） ハマダ税理士法人代表社員（税理士） WDBホールディングス株式会社社外監査役 グローリー株式会社社外監査役
常勤監査役	大 橋 一 喜	
常勤監査役	江 畑 恵 司	
監 査 役	森 か お る	長谷川・森会計事務所所長（公認会計士） 福伸電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役菅尾英文氏および濱田聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役大橋一喜氏および監査役森かおる氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役江畑恵司氏は、当社において長年経理部門を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役森かおる氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 就任

平成28年5月17日開催の第60期定時株主総会において、濱田聡氏が取締役に、森かおる氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

平成28年5月17日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、監査役濱田聡氏は辞任により退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
長谷川 寿人	専務取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発本部長 兼組織改革室長	専務取締役 商品本部長 兼組織開発室長	平成28年2月21日
	取締役専務執行役員 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発事業部長 兼人財スカウト室長	取締役専務執行役員 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発事業部長 兼組織改革室長	平成28年7月15日
	取締役専務執行役員 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発事業部長	取締役専務執行役員 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発事業部長 兼人財スカウト室長	平成28年10月21日
	取締役専務執行役員 人財スカウト室長	取締役専務執行役員 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発事業部長	平成29年1月20日
北中 秀穂	取締役 商品本部長	取締役 店舗運営本部長	平成28年2月21日

氏 名	新	旧	異動年月日
藤田 正義	取締役 店舗開発本部 東日本店舗開発本部長	取締役 店舗開発本部長	平成28年 2 月21 日
	取締役執行役員 東日本店舗開発事業部長 兼東日本事務所長	取締役執行役員 店舗開発本部 東日本店舗開発事業部長	平成29年 1 月20 日
松尾 光晃	取締役 店舗運営本部長	取締役 管理本部長	平成28年 2 月21 日

- (注) 1. 平成28年 5 月17日付の取締役会において、取締役の役職名称変更の決議をしたことにより、取締役のうち長谷川壽人氏、北中秀穂氏、藤田正義氏、松尾光晃氏は執行役員を兼務しております。
2. 平成28年 6 月21日付で、「西日本店舗開発本部」および「東日本店舗開発本部」はそれぞれ「西日本店舗開発事業部」および「東日本店舗開発事業部」に名称変更いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 名	140,950千円
監 査 役	4 名	19,500千円
計 (う ち 社 外 役 員)	11名 (5 名)	160,450千円 (25,500千円)

- (注) 1. 上記には、平成28年 5 月17日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役 1 名を含んでおります。
2. 上記の他、以下のものがあります。
- ① 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額38,800千円（取締役 5 名に対し38,100千円、監査役 2 名に対し700千円）。うち社外役員 1 名に対し400千円。
- ② 社外役員 1 名に対するストックオプションによる報酬額220千円。
3. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

4. 取締役に対する報酬限度額は、平成8年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として平成19年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内（うち社外取締役2,500千円以内）、監査役に対する報酬限度額は、平成17年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役菅尾英文氏は菅尾法律事務所所長並びに沢井製菓株式会社の社外取締役であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役濱田聡氏は濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。またWDBホールディングス株式会社並びにグローリー株式会社の社外監査役であります。各法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役森かおる氏は長谷川・森会計事務所所長並びに福伸電機株式会社の社外監査役であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	菅 尾 英 文	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社 外 取 締 役	濱 田 聡	当事業年度開催の取締役会19回のすべてに、平成28年5月17日の監査役退任までの監査役会3回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	大 橋 一 喜	常勤監査役としての監査活動のほか、当事業年度開催の取締役会19回のすべてに、監査役会14回のすべてに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	森 か お る	平成28年5月17日の監査役就任後の取締役会15回のうち13回に、監査役会11回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）（注）	40百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取組みの方向性などについて取締役会で決定する。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査する。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定する。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定める。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定める。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案する。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項は無い。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

従業員行動規範を制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめイントラネットで各部・各個人に伝達しております。加えて、社内研修を通じて法令を遵守するための従業員教育を行っております。

(2) リスク管理

企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定し、企業価値の保全に努めております。

(3) 内部監査

内部監査計画に基づき、業務の適正性、法令遵守状況について業務監査を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は概ね月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成27年5月12日開催の第59期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付け行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次のとおりであります。

(1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの―子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

(a) 「企業価値向上への取組み」

ア 商品開発に対する考え方

「お客様の立場に立った品質を備えた商品」、真の意味でのプライベートブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場（使う立場）に立って「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を積極的に採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

イ 店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

ウ 社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等は、当社が長年取り組んできた課題であります。

(b) 「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の1つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

経営の透明性、公正性をさらに高めるために、社外取締役を選任しております。社外取締役は、弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役機能強化のため社外監査役を選任しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に、会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本プランの目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としての保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる当社の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、第59期定時株主総会承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、その有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様
の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持
することを目的とするものではありません。

(b) 上記(3)について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じる
べきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案する
ために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買
付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値
ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うも
のであります。また、本プランは、①買収防衛策に関する各指針等に適合して
いること、②株主の皆様の意思が重視されていること、③取締役会の恣意的判
断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスロー
ハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の
利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持す
ることを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載
しております。

(アドレス <http://www.24028.jp/news/pdf/boue150417.pdf>)

(注) (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み (b) 「コーポレート・ガバナンス
充実のための取組み」に記載の社外取締役は弁護士1名に加え、平成28年5月
17日の定時株主総会で公認会計士である社外取締役が1名就任し、平成29年2
月20日時点で2名となっております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 2月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	76,118	流 動 負 債	35,646
現金及び預金	48,254	支払手形	706
売掛金	1,716	電子記録債権	20,968
商品	22,625	買掛金	6,713
前払費用	346	リース債務	280
繰延税金資産	414	未払金	2,890
一年内回収予定の建設協力金	1,095	未払法人税等	1,923
預け金	1,376	未払消費税等	562
その他	289	預り金	220
		賞与引当金	620
		設備関係支払手形	612
		その他の	148
固 定 資 産	21,423	固 定 負 債	2,823
有形固定資産	8,189	リース債務	733
建物	3,164	退職給付引当金	617
構築物	771	役員退職慰労引当金	355
機械及び装置	59	資産除去債務	1,039
車両運搬具	1	その他	76
什器備品	719	負 債 合 計	38,469
土地	2,651	(純 資 産 の 部)	
リース資産	818	株 主 資 本	58,728
建設仮勘定	1	資 本 金	2,523
無形固定資産	490	資 本 剰 余 金	2,384
ソフトウェア	313	資 本 準 備 金	2,321
リース資産	132	その他資本剰余金	63
電話加入権	41	利 益 剰 余 金	58,422
その他	1	利 益 準 備 金	132
投資その他の資産	12,744	その他利益剰余金	58,290
投資有価証券	1,359	圧縮積立金	48
出資金	0	特別償却準備金	42
長期前払費用	976	別 途 積 立 金	52,476
繰延税金資産	484	繰越利益剰余金	5,723
建設協力金	5,944	自 己 株 式	△4,602
敷金・保証金	3,934	評価・換算差額等	205
その他	49	その他有価証券評価差額金	180
貸倒引当金	△5	繰延ヘッジ損益	24
資 産 合 計	97,542	新 株 予 約 権	138
		純 資 産 合 計	59,072
		負債・純資産合計	97,542

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2 月21 日 至 平成29年 2 月20 日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		136,273
売 上 原 価		85,082
売 上 総 利 益		51,190
販売費及び一般管理費		43,318
営 業 利 益		7,871
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	110	
期 日 前 決 済 割 引 料	34	
そ の 他	55	199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
支 払 手 数 料	4	
売 電 費 用	11	
そ の 他	2	23
経 常 利 益		8,048
特 別 損 失		
減 損 損 失	95	
店 舗 閉 鎖 損 失	6	
災 害 損 失	21	
そ の 他	0	123
税 引 前 当 期 純 利 益		7,924
法人税、住民税及び事業税	2,865	
法 人 税 等 調 整 額	△59	2,805
当 期 純 利 益		5,118

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 2 月21日 至 平成29年 2 月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金	
						圧 縮 積立金	特別償却 準 備 金
当 期 首 残 高	2,523	2,321	1	2,322	132	49	52
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				—			
当 期 純 利 益				—			
自己株式の取得				—			
自己株式の処分			62	62			
圧縮積立金の積立				—		1	
圧縮積立金の取崩				—		△2	
特別償却準備金の積立				—			1
特別償却準備金の取崩				—			△10
別途積立金の積立				—			
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）				—			
事業年度中の変動額合計	—	—	62	62	—	△0	△9
当 期 末 残 高	2,523	2,321	63	2,384	132	48	42

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	49,876	4,491	54,601	△4,170	55,277
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△1,297	△1,297		△1,297
当 期 純 利 益		5,118	5,118		5,118
自己株式の取得			—	△599	△599
自己株式の処分			—	167	229
圧縮積立金の積立		△1	—		—
圧縮積立金の取崩		2	—		—
特別償却準備金の積立		△1	—		—
特別償却準備金の取崩		10	—		—
別途積立金の積立	2,600	△2,600	—		—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			—		—
事業年度中の変動額合計	2,600	1,231	3,821	△432	3,450
当 期 末 残 高	52,476	5,723	58,422	△4,602	58,728

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	40	△88	△48	142	55,371
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			—		△1,297
当 期 純 利 益			—		5,118
自 己 株 式 の 取 得			—		△599
自 己 株 式 の 処 分			—		229
圧縮積立金の積立			—		—
圧縮積立金の取崩			—		—
特別償却準備金の積立			—		—
特別償却準備金の取崩			—		—
別途積立金の積立			—		—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	140	113	253	△3	249
事業年度中の変動額合計	140	113	253	△3	3,700
当 期 末 残 高	180	24	205	138	59,072

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法……時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用……定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建輸入取引

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(2) 消費税等の会計処理方法……税抜方式

5. 会計方針の変更に関する事項

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

6. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項)

当社は、平成22年9月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。退職者に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、本制度の信託財産として分別管理するものとしています。

(2) 会計処理

会計処理については、従来採用していた方法を継続しております。

当社と資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」といいます。）は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産および負債、収益および費用については、貸借対照表および損益計算書に含めて計上しております。

(3) 信託口が保有する自社の株式に関する事項

信託口が保有する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前事業年度末173百万円、当事業年度末173百万円であります。

なお、当該自己株式の期末株式数は、前事業年度末230,100株、当事業年度末229,800株であり、期中平均株式数は、前事業年度230,100株、当事業年度229,962株であります。これらの株式数につきましては、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,303百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額
当該資産の金額から直接控除しております。
3. コミットメントライン契約
当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

コミットメントライン極度額	5,000百万円
借入実行残高	—
借入未実行残高	5,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 店舗閉鎖損失の内容

賃貸借契約の解約による違約金等の損失であります。

2. 災害損失の内容

災害による損失の内訳は、次のとおりであります。

店舗復旧費用	11百万円
たな卸資産の廃棄損失	7百万円
救援物資	2百万円
その他	0百万円
合 計	21百万円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種類および金額	
事業用資産 (店舗)	神奈川県他 1都1道2府15県 31店舗	建物	43百万円
		構築物	26百万円
		什器備品	1百万円
		合 計	71百万円
遊休資産	兵庫県	電話加入権	23百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また上記の遊休資産については、将来の使用が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式総数

普通株式 69,588,856株

2. 当事業年度末日における自己株式数

普通株式 4,880,539株

(注) 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成29年2月20日現在において信託口が所有する当社株式229,800株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 当事業年度中に実施した剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年5月17日 定時株主総会	普通株式	652百万円	10円00銭	平成28年2月20日	平成28年5月18日
平成28年9月28日 取締役会	普通株式	650百万円	10円00銭	平成28年8月20日	平成28年11月1日

(注) 1 平成28年5月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2 平成28年9月28日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原 資	配当金の総 額	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成29年5月16日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	714百万円	11円00銭	平成29年2月20日	平成29年5月17日

(注) 平成29年5月16日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

5. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数	
(1) 第14回新株予約権（平成25年5月14日株主総会決議分）	100,000株
(2) 第15回新株予約権（平成25年5月14日株主総会決議分）	431,500株
(3) 第16回新株予約権（平成26年5月13日株主総会決議分）	14,500株

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金	191百万円
未払事業税	138百万円
その他	95百万円

繰延税金負債

繰延ヘッジ利益	△11百万円
---------	--------

繰延税金資産の純額	414百万円
-----------	--------

(2) 固定資産

繰延税金資産

資産除去債務	317百万円
退職給付引当金	188百万円
役員退職慰労引当金	108百万円
減価償却超過額	74百万円
減損損失累計額	96百万円
その他	2百万円

繰延税金負債

建設協力金・保証金	△96百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△86百万円
圧縮積立金	△21百万円
その他有価証券評価差額金	△79百万円
特別償却準備金	△18百万円

繰延税金資産の純額	484百万円
-----------	--------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
住民税均等割	3.9%
その他	<u>△1.5%</u>
税効果会計適用後の負担税率	<u>35.4%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成29年2月21日に開始する事業年度および平成30年2月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.8%に、平成31年2月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.5%になります。

この税率の変更による影響は軽微であります。

(退職給付会計に関する注記)

(退職一時金制度)

1. 採用している退職給付制度

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	458百万円
勤務費用	43百万円
利息費用	5百万円
数理計算上の差異の発生額	40百万円
退職給付の支払額	△5百万円
退職給付債務の期末残高	541百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	541百万円
未認識数理計算上の差異	△40百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	501百万円
退職給付引当金	501百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	501百万円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	43百万円
利息費用	5百万円
数理計算上の差異の費用処理額	11百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	60百万円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.1%
-----	------

(株式給付制度)

1. 採用している退職給付制度

株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務 116百万円

退職給付引当金 116百万円

3. 退職給付費用の内訳

株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立 46百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

(単位：百万円)

1	年	内	8,014
1	年	超	8,442
合		計	16,457

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されています。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券と主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金および敷金・保証金は、主に outlet に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および電子記録債務および買掛金並びに未払金はそのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的に取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

建設協力金および敷金・保証金についても、定期的に差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	48,254	48,254	—
(2) 売掛金	1,716	1,716	—
(3) 預け金	1,376	1,376	—
(4) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	130	129	△0
②その他有価証券	1,176	1,176	—
(5) 建設協力金 (※1)	7,039	7,589	550
(6) 敷金・保証金 (※2)	3,935		
貸倒引当金 (※3)	△5		
	3,930	3,908	△21
資産計	63,623	64,152	528
(1) 支払手形	706	706	—
(2) 電子記録債務	20,968	20,968	—
(3) 買掛金	6,713	6,713	—
(4) 未払金	2,890	2,890	—
(5) 未払法人税等	1,923	1,923	—
(6) 未払消費税等	562	562	—
(7) リース債務 (※4)	1,013	1,014	0
負債計	34,778	34,779	0
デリバティブ取引 (※5)	36	36	—

(※1) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。

(※2) 1年内回収予定の敷金・保証金を含んでおります。

(※3) 敷金・保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※4) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (5) 建設協力金および(6) 敷金・保証金
これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等および(6) 未払消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) リース債務
リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	53

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	大村 禎史	当社代表取締役社長	（被所有） 直接7.46	ストックオプションの権利行使 (注) 2	10	—	—
役員	松尾 光晃	当社取締役執行役員	（被所有） 直接0.03	ストックオプションの権利行使 (注) 2	10	—	—
役員の近親者	常村 武史	中国電通株式会社（電気機械器具卸）代表取締役社長	なし	中国電通株式会社から照明器具や備品の購入 (注) 3	12	支払手形 未払金	1 0

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. 平成25年5月14日定時株主総会決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
3. 購入価格は、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 910円76銭

1株当たり当期純利益 79円04銭

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末自己株式数は、前事業年度230,100株、当事業年度229,800株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前事業年度230,100株、当事業年度229,962株であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月27日

株式会社 西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川添健史 ⑨

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西松屋チェーンの平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月21日から平成29年2月20日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月30日

株式会社 西松屋チェーン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大 橋 一 喜 ㊞
常勤監査役	江 畑 恵 司 ㊞
社外監査役	森 かおる ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境は依然として厳しいものがありますが、株主の皆様への安定的な利益還元を維持するとともに、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は714,319,287円となります。

これにより中間配当金（1株につき10円）と合わせまして、年間配当金は1株につき21円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月17日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,645,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,645,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	おおむらよしふみ 大村 禎史 (昭和30年2月7日生)	昭和54年4月 山陽特殊製鋼株式会社入社 昭和60年9月 当社入社 当社取締役 平成2年4月 当社専務取締役 平成8年5月 当社代表取締役副社長 平成12年5月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 友好エステート株式会社代表取締役社長	4,836,988株
2	きたなかひでほ 北中 秀穂 (昭和34年11月25日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年9月 当社商品開発本部第三商品 開発部長 平成21年5月 当社取締役店舗開発部長 平成26年4月 当社取締役店舗開発本部長 平成27年3月 当社取締役店舗運営本部長 平成28年2月 当社取締役商品本部長 平成29年3月 当社取締役執行役員商品本 部長兼販売促進部長(現 任)	10,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	ふじ た まさ よし 藤 田 正 義 (昭和39年2月7日生)	昭和62年4月 当社入社 平成19年9月 当社管理本部経理部長 平成21年5月 当社取締役経理部長 平成23年11月 当社取締役予実績管理室長 兼管理本部長 平成27年3月 当社取締役店舗開発本部長 平成28年2月 当社取締役店舗開発本部東 日本店舗開発本部長 平成29年1月 当社取締役執行役員東日本 店舗開発事業部長兼東日本 事務所長（現任）	14,300株
4	まつ お みつ あき 松 尾 光 晃 (昭和35年12月15日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年3月 当社管理本部人事部長 平成23年2月 当社執行役員管理本部人事 部長 平成25年5月 当社取締役人事部長 平成27年3月 当社取締役管理本部長 平成28年2月 当社取締役店舗運営本部長 平成28年5月 当社取締役執行役員店舗運 営本部長（現任）	18,800株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5 ※	こ むらさき やすし 小 紫 靖 (昭和36年5月13日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年3月 当社商品開発本部第一商品 開発部長 平成22年9月 当社商品開発本部販売促進 部長 平成24年9月 当社雑貨商品開発本部第7 商品部長 平成25年8月 当社商品本部繊維商品本部 肌着・マタニティ商品部長 平成26年1月 当社管理本部総務部長 平成27年8月 当社執行役員総務部長 平成29年3月 当社執行役員総務・法務本 部長兼教育配転室長（現 任）	1,100株
6	すが お ひで ふみ 菅 尾 英 文 (昭和22年8月31日生)	昭和57年6月 菅尾法律事務所開設（現在 に至る） 平成6年5月 当社取締役（現任） 平成19年6月 沢井製薬株式会社社外監査 役 平成24年6月 同社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 菅尾法律事務所所長（弁護士） 沢井製薬株式会社社外取締役	24,500株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	は ま だ さ と し 濱 田 聡 (昭和27年10月3日生)	昭和51年4月 監査法人中央会計事務所入 所 昭和56年8月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入 社 昭和59年9月 公認会計士濱田聡経営会計 事務所開設(現在に至る) 平成6年5月 当社監査役 平成17年6月 WDB株式会社(現WDB ホールディングス株式会 社)社外監査役(現任) 平成26年9月 ハマダ税理士法人設立(現 在に至る) 平成27年6月 グローリー株式会社社外監 査役(現任) 平成28年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 濱田聡経営会計事務所所長(公認会計士) ハマダ税理士法人代表社員(税理士) WDBホールディングス株式会社社外監査 役 グローリー株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者菅尾英文氏および濱田聡氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 菅尾英文氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本定時株主総会終結の時をもって23年となります。

5. 濱田聡氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大橋一喜氏および江畑恵司氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	おお はし かず よし 大 橋 一 喜 (昭和15年3月17日生)	昭和38年4月 山陽特殊製鋼株式会社入社 平成4年11月 同社関連事業部長 平成6年6月 サントク運輸株式会社出向 同社取締役総務部長 平成8年6月 同社常務取締役 平成9年6月 株式会社サントク人材セン ター出向 同社代表取締役社長 平成12年5月 姫路経営者協会専務理事 平成15年8月 当社契約顧問 平成17年5月 当社監査役 平成19年5月 当社常勤監査役(現任)	14,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2 ※	は せ が わ ひ さ と 長谷川 壽 人 (昭和28年11月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年5月 当社取締役経理部長 平成20年9月 当社取締役店舗運営本部長 平成22年5月 当社常務取締役管理本部長 平成25年5月 当社専務取締役組織開発室 長兼商品本部長兼物流本部 長兼業務システム室長 平成28年2月 当社専務取締役店舗開発本 部長兼組織改革室長 平成29年1月 当社取締役専務執行役員人 財スカウト室長（現任）	60,062株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者大橋一喜氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 大橋一喜氏を社外監査役候補者とした理由は、現任の社外監査役として、当社の事業内容に精通し、監査役の職責を十分に果たしており、引き続き豊富な経験と知識を反映していただくことで社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって12年であります。
5. 長谷川壽人氏は、現在取締役在任中ですが、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任される取締役長谷川壽人氏および監査役江畑恵司氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により、相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役長谷川壽人氏については取締役会に、退任監査役江畑恵司氏については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
はせがわ ひさと 長谷川 壽 人	平成17年 5 月 当社取締役
	平成22年 5 月 当社常務取締役
	平成25年 5 月 当社専務取締役
	平成28年 5 月 当社取締役専務執行役員（現任）
え ばた けい じ 江 畑 恵 司	平成21年 5 月 当社常勤監査役（現任）

第5号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

取締役に対するストックオプション報酬額は、平成19年 5 月15日開催の第51期定時株主総会において、新株予約権を年額68,520,000円（うち社外取締役2,500,000円）の範囲で発行することにつき、ご承認いただいております、その新株予約権の年額範囲を据え置いたうえで、以下の要領で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案をご承認いただきますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

I. 取締役に対し報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

なお、報酬としてストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については下記要領Ⅱ.4.に定める価額で発行し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は下記要領Ⅱ.5.に定めるとおり時価を基準とした価額といたします。

Ⅱ．新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役（新たに取締役就任する者等）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式2,000株を1年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

20個を1年間の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、Ⅱ.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。）

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

発行価額については、割当日にブラック・ショールズ・モデルにより算出する額とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、Ⅱ.3.に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引

が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)および1,286円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成31年6月1日から平成32年5月31日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新

株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

Ⅱ.8. に準じて決定する。

12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

第6号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員に対し、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員（当社の定める資格を新たに取得した者等）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式220,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

2,200個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、Ⅱ.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。)

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権 1 個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、Ⅱ.3.に定める新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）および1,286円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間
平成31年6月1日から平成32年5月31日までとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。
 - ① 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。
 - ② 定年退職その他正当な理由のある場合。

- ③ 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が５年以上であることを要する。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。
9. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。
10. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

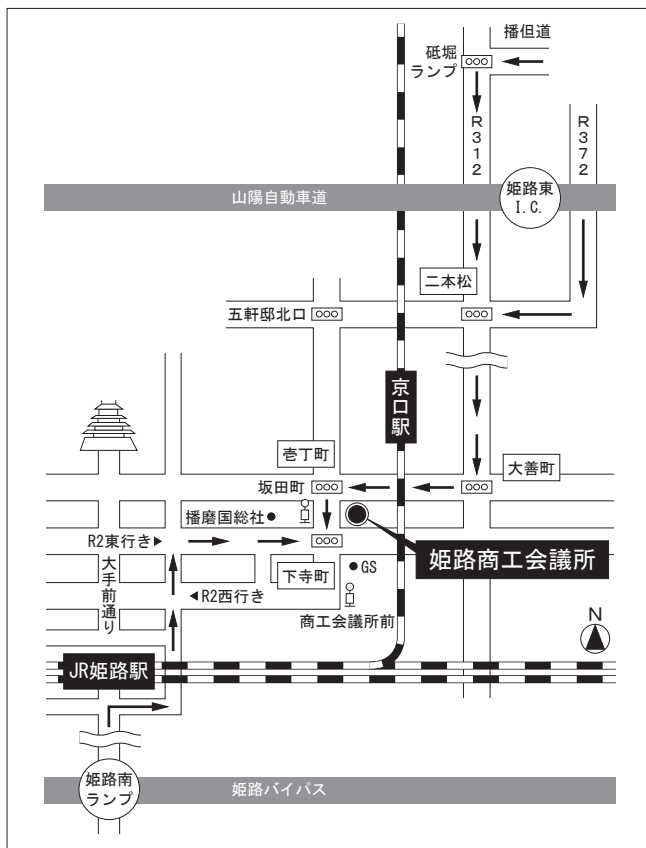
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
Ⅱ.8.に準じて決定する。

12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場名 姫路商工会議所 本館 2 階大ホール
住 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
T E L (079) 222-6001 (代)